別 紙

地域災害対策本部長・区役所連絡会の代表幹事の

互選方法について

　地域災害対策本部長・区役所連絡会開催要綱第5条に基づき、代表幹事を 互選により選任するときは、次の方法により選任する。

（選任方法）

　①　自薦および他薦により候補者を選出する。

　②　複数の候補者が出た場合、各本部長は候補者のうち一人に投票する。

　　　（単記無記名式投票）

　③　②の投票において、過半数の票を得た候補者を代表幹事とする。

　④　③の投票において、過半数を得た候補者がないときは、当該投票におけ

る上位の得票候補者２人について決選投票を行い、多数を得た候補者を

代表幹事とする。

　⑤　④の決選投票において、得票数が同数の場合は、本部長間の話し合いに

よって決定する。

　⑥　①において候補者が1人しかいなかった場合は、当該候補者を代表幹事

とする。